

求職活動申立書兼同意書

1 離職年月日 ※現在就労を理由とする認定を受けている場合は、退職日のわかる書類を添付

年 月 日 退職した会社名 _____ 連絡先 _____

2 求職方法（該当する項目にチェックをしてください。）

☐ 公共職業安定所（ハローワーク）に依頼し、求職活動をする。

☐ 民間の就職斡旋機関に依頼し、求職活動をする。

就職斡旋機関名 _____ 連絡先 _____

☐ 起業準備をする。

※開業予定日、事業内容、営業場所・時間、販売又は受注方法、開業までの準備内容及びスケジュール等を記載した事業計画書を添付してください（任意様式）。単に起業予定である旨のみを記載した書類は認めません。

3 求職している職業（例 事務、店員等）、または起業予定の事業内容

4 同意事項（下記の全ての項目を確認の上、チェックしてください。）

☐ 求職活動を理由とする認定は、1か月単位で更新されるものであり、最長でも下記に定義する求職開始日から90日後の属する月の末日までです。

(1) 在園児の保護者が退職し、求職活動へ変更する場合：退職日の翌日を求職開始日とする。

(2) 求職活動を理由として新たに入園する場合：入園日を求職開始日とする。

☐ 求職活動を理由とする認定は、同一年度内に通算で3か月までです。

※同一の求職活動認定が年度替わりを挟む場合は、期間を通算します。

☐ 求職活動認定の終了後に保育園等の利用を継続するためには就労を理由とする認定へ変更が必要であり、月60時間以上の就労を開始することを確認できる就労証明書等の提出が必要です。

☐ 認定期間内に就労が決定しない場合、認定期間の最終日（土日祝の場合は前日の平日）までに求職活動状況報告書を提出し、活動日、活動方法、応募先、結果等を報告していただきます。

☐ 求職活動状況報告書を提出した場合でも、求職活動の実態を確認できない場合は、保育の必要性がないものとして取扱います。

※この申立書における「求職活動」とは、求人への応募、採用面接、企業訪問、ハローワークでの職業相談、職業紹介事業者との面談等、就労に向けた対外的な接触を伴う活動であり、自宅での求人情報を閲覧するのみの場合など客観的に証明できない場合は求職活動とみなしません。

☐ 認定期間の最終日（土日祝の場合は前日の平日）までに就労証明書等又は求職活動状況報告書のいずれも提出がない場合、保育の必要性の認定が終了し退園となります。

上記の内容に同意し、求職活動を理由とする認定を申し立てます。

申立日 年 月 日 求職者氏名 _____ 保護者氏名 _____ 児童との続柄 _____

児童氏名	生年月日	利用中・申込中施設名
	年 月 日	保育園・こども園 ☐ 利用中 ☐ 申込中（第1希望）
	年 月 日	保育園・こども園 ☐ 利用中 ☐ 申込中（第1希望）
	年 月 日	保育園・こども園 ☐ 利用中 ☐ 申込中（第1希望）